

令和 6 年（ワ）第1045号損害賠償請求事件の結果について

1 事件番号等

- (1) 事件番号 令和 6 年（ワ）第1045号
- (2) 事件名 損害賠償請求事件
- (3) 提訴年月日 令和 6 年 4 月 1 日
- (4) 裁判所名 東京地方裁判所立川支部
- (5) 原告 株式会社ヤマウチ及び株式会社ISM WORLD CONNECTION
(以下「原告ら」という。)
- (6) 被告 武蔵野市、中嶋設備株式会社及び株式会社アウラ工房
(以下「被告ら」という。)
- (7) 結果 令和 8 年 4 月 24 日和解成立

2 事案の概要

本件は、原告らが展開しているスポーツジムの店舗内において、市が委託して実施した水道メータ交換を発端に漏水事故が発生したとして、原告らが、被告らに対し、連帯して合計40,842,554円及びこれに対する遅延損害金の支払などを求め、令和 6 年 4 月 1 日、東京地方裁判所立川支部に訴えを提起した事案である。

裁判では、弁論準備手続の中で、市は漏水事故と水道メータ交換との間に因果関係がないことを主張し、被告中嶋設備株式会社及び被告株式会社アウラ工房は水道メータ交換の施工に問題がなかったことを主張してきた。

そのような中で、裁判所から令和 7 年 9 月 24 日に和解の打診があった。その打診に対し、被告中嶋設備株式会社及び被告株式会社アウラ工房からはそれぞれが和解金を支払うこととし、市からは本件事故について市に法的責任がないことを和解条項に盛り込むことを求めた。

これに原告らも合意し、令和 8 年 4 月 24 日に和解が成立した。

3 和解の要旨

- (1) 被告中嶋設備株式会社及び被告株式会社アウラ工房は、原告らに対して、連帯して、和解金を支払う。
- (2) 原告ら、被告中嶋設備株式会社及び被告株式会社アウラ工房は、被告武蔵野市に対し、本件事故につき、被告武蔵野市に法的責任がないこと

を認める。

- (3) 原告らは、被告らに対するその余の請求を放棄する。
- (4) 原告らと被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

担当課 水道部工務課